

民営化に向けた商工中金法改正の経緯

今回の法改正への経緯は以下の通りです。この法改正を受け、今後政府保有株式が処分され、民間株主のみがオーナーの金融機関となります。民営化により「中小企業による中小企業のための金融機関」としての位置付けが明確化されます。引き続き商工中金は中小企業専門金融機関としての役割を担ってまいります。



お客さまに向けた3つのお約束

民営化後も“商工中金らしさ”を継続し、これまで同様、安心して商工中金とお取引いただけるよう、商工中金として「3つのお約束」を掲げます。

(1) 中小企業のための金融機関という根幹は変わりません。

- 「改正商工中金法」においても、「組合及び中小企業の金融の円滑化」を目的とする従来からの商工中金法の根幹は不変。
- 同改正法では、上記目的が確実に果たされるよう、
 - ①株主資格制限を維持（組合及び中小企業の金融機関）
 - ②財政基盤（特別準備金）や調達基盤（金融債発行）に係る制度を維持。

(2) 引き続き、危機対応業務は実施します。

- 今後もセーフティネット機能を確実に果たすべく、危機対応業務の実施を責務とすることを規定。

(3) 従来型の金融を超えた複合的なサービス提供に励みます。

- 業務範囲が拡大されることにより、商工中金自体はもちろんのこと子会社を活用したより広範なサービスの提供が可能となります。事業再生支援や事業承継支援のための出資業務や、DX支援・人材不足支援など、金融を超えた本業支援に取り組んでまいります。

TOPIC 定款の変更

中小企業組合や中小企業に寄り添う姿勢を将来にわたるお約束とすべく、2023年6月の株主総会で定款の一部変更が決議され、企業理念と危機対応業務の責務を定款に規定しました。

- (目的等) 下線は変更部分を示します
- 第二条 当社は、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員（以下「中小企業等」という。）に対する金融の円滑化を図るため、次の事業を営むことを目的とする。
- (1)預金又は定期積金の受入れ、融資対象団体等に対する資金の貸付け又は手形の割引及び為替取引
 - (2)債務の保証又は手形の引受けその他前号に付随する業務
 - (3)国債、地方債、政府保証債その他有価証券に係る引受け、募集又は売出しの取扱い、売買その他の業務
 - (4)信託業務
 - (5)前各号の業務の外、株式会社商工組合中央金庫法、担保付社債信託法その他の法律により営むことができる業務
 - (6)その他前各号の業務に付帯又は関連する事項
- 2 当社は、パーパス（当社が達成しようとすることをいう。以下同じ。）及びミッション（パーパスを実現するために当社が果たすべき使命をいう。以下同じ。）をそれぞれ次の各号のとおり定め、中小企業専門金融機関としての機能・役割を深化・発展させ、中小企業等に寄り添い、ともにチャレンジするパートナーとして、多くの中小企業等や地域が抱える課題の解決を通じて、その未来に貢献していく。
- (1)パーパス 企業の未来を支えていく。日本を変化につよくする。
 - (2)ミッション 安心と豊かさを生み出すパートナーとして、ともに考え、ともに創り、ともに変わりつづける。
 - 3 当社は、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な資金を必要とする者に対し円滑に資金が供給されるよう、危機対応業務を行う責務を有する。

株式会社商工組合中央金庫法の改正について

2023年6月に株式会社商工組合中央金庫法（以下、商工中金法）の改正法案が成立いたしました。今回の法改正では、政府保有株式の全部処分を実施し、商工中金の業務範囲を見直す一方で、株主資格制限や特別準備金の維持、危機対応業務の責務化など、必要な各種措置は維持するものとされております。商工中金の使命（＝中小企業組合や中小企業者の金融の円滑化という法目的）は、今後も変わることはありません。

商工中金法改正の概要

(1) 「中小企業のための金融機関」の維持【平時】

- 議決権保有株主資格の制限や、特別準備金（4,008億円）の制度は維持。

(2) コロナ禍からの地域経済再生のための業務範囲等の見直し【平時】

- 組合金融の円滑化という目的の範囲内で、業務範囲の制約等を見直す。
 - － 商工中金本体から再生企業への出資上限を、現行の10%から銀行同様、100%に緩和
 - － 投資専門子会社経由の再生企業出資の対象に、第三者関与の再生計画策定企業を追加
 - － サプライチェーンの再構築等（ビジネスマッチング）を支援する地域商社を子会社として保有可等
- 銀行と同水準の規制も導入（例：金融分野の裁判外紛争解決制度（金融 ADR）等）。

(3) 地域金融機関との連携・協業の強化【平時】

- 業務を行うに当たり、地域金融機関と連携を図ることを法律上も明記。
- 民業圧迫回避規定（適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮）は存置。

(4) 危機対応を的確に実施するための措置【危機時】

- 政府保有株式全部売却後も、危機対応業務を実施する責務を課す。
- 同一の危機事象について危機対応業務と危機関連保証が発動されている場合、商工中金の危機関連保証の利用を認めない。【中小企業信用保険法】

(5) 政府保有株式の売却等

- 商工中金の財務状況が大きく改善し、信用力が向上したため、意義は低下した政府保有株式を全部売却し、議決権保有株主資格の対象から政府を削除。
 - ※株主資格：中小企業組合及びその構成員に限定、中央会等の中小企業関係団体にも拡大
- 政府株式売却に伴う措置（新株発行時・代表取締役選定時*の大臣認可の廃止）。
 - ※大臣認可＋違法行為時の解任命令から届出＋解任命令に移行

(6) 将来的な完全民営化の勘案要素

- 特別準備金の状況を含む自己資本の状況、ビジネスモデルの確立状況、危機対応業務の在り方等を勘案し、完全民営化の実施（商工中金法の廃止等）を判断。

出典：中小企業庁「中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案の概要」

今後のスケジュール

検討事項 ・ 政府関与	政府保有株式の処分	法改正後の商工中金の事業状況の検証
	<ul style="list-style-type: none"> ● 政府保有株式⇒全部処分 ● 新株発行認可⇒廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ● 商工中金の事業の状況を検証 ● 代表取締役の選解任認可、違法行為時の解任命令 ⇒届出、解任命令
検討時期	公布から2年以内	政府保有株式処分後2年以内 (公布から4年以内)
検討の ポイント	<ol style="list-style-type: none"> 1. できる限り速やかに株式の全部を処分 2. 公正な価格・方法で処分 	社会経済情勢の変化等勘案し、 商工中金の事業の状況を検証 <ol style="list-style-type: none"> 1. 民間株主のみによるガバナンスの状況 2. ビジネスモデルの確立状況 3. 地域金融機関との連携・協業状況